

上志津中学校 いじめ防止基本方針



平成26年 2月28日
佐倉市立上志津中学校

1. はじめに

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならなりません。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持つことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識を持って、いじめに対峙することが大切です。

上志津中学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が一体となって連携を図り、「いじめをしない、させない、許さない」学校づくりに邁進する所存です。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人間関係にある者から、心理的又は物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものを言います。

3. いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であると言われてしています。

「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされなかったことが問題になります。

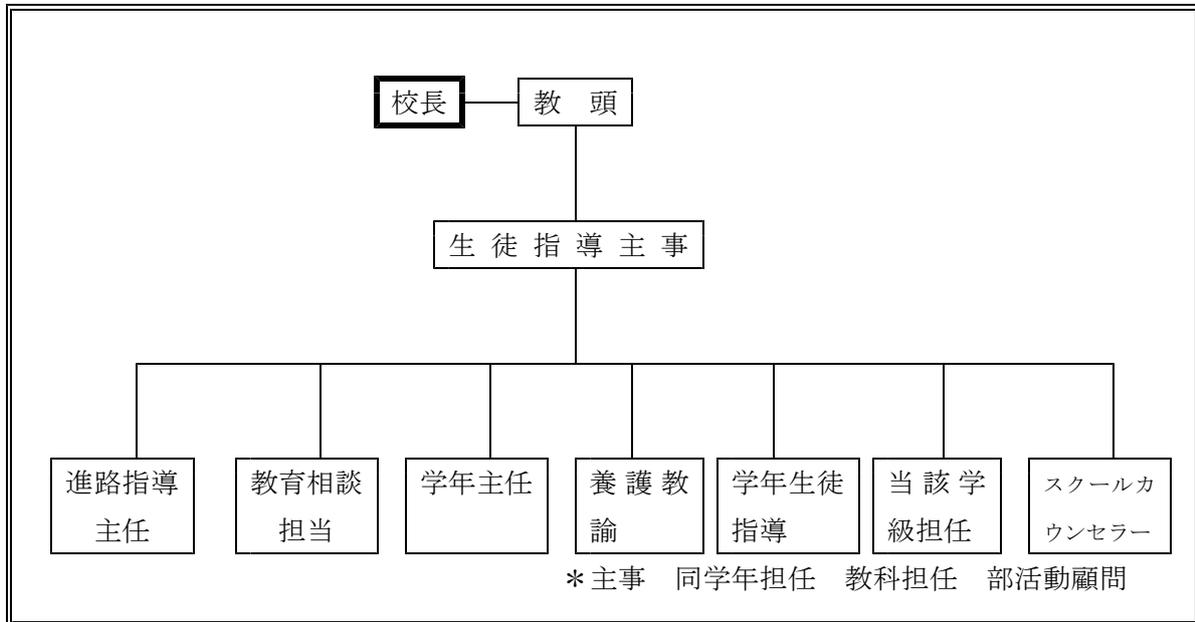
「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすくなる場合があります。よくあるトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた児童生徒がやり返したりする場合があります。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くあります。

具体的には以下のようなことがあげられます。

- ・無視や仲間外れのような、心理的なもの。
- ・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含む。）
- ・悪口（からかい、冷やかす、脅しなど、嫌なことを言われるもの。）
- ・強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを無理にさせられるもの。）
- ・金品の要求等（お金や物を取られる、あるいは隠される、壊される行為。）

- ・ネットによるいじめ（携帯電話・スマートフォンやパソコンのメールなどを使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報を無断で掲載されるもの。）

4. 学校いじめ対策の組織



①いじめ対策会議（主として企画会議メンバー）

○メンバー

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年生徒指導担当教員，学年主任，教育相談担当，養護教諭，スクールカウンセラー，主事

- ・学期に1回程度開催
- ・学校いじめ基本方針の策定の中心組織。
- ・具体的な年間計画等の作成，見直し。
- ・来月の重点事項の確認等
- ・いじめの相談，通報窓口
- ・学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック。

②生徒指導部会議

○メンバー

校長，教頭，生徒指導主事，各学年生徒指導担当教員，特別支援学級担任，養護教諭，スクールカウンセラー

- ・1週間に1回開催する。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録及び

対応策の協議。

- ・ いじめ相談窓口としての役割

③いじめに関わる情報があったときの緊急会議

○メンバー

校長，教頭，生徒指導主事，関係学年主任，学級担任，（関係部活動顧問），
養護教諭，スクールカウンセラー

- ・ いじめ情報があった場合に招集する。
- ・ 情報の収集と記録。
- ・ 具体的な対応策と情報の共有

5. いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援です。学校職員が丸となって、すべての子どもたちの長所を発見しながら、存在感が発揮できる教育活動を実践していきます。また、生徒に対する教師の受容的、共感的な態度により、子ども一人ひとりのよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行います。

教師の姿勢としては、差別的な発言や生徒を傷つける発言や体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち、温かい人間関係づくりに心がけていきます。

（1）授業について

- ・ それぞれの授業に於いて、生徒指導の機能を生かしたわかる授業の実践を目指します。
 - ①生徒に自己決定の場を与えること
 - ②生徒に自己存在感を与えること
 - ③共感的人間関係を育成すること

（2）道徳教育の充実

- いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。
- 全校道徳や人権集会の機会を設けて、思いやりや生命、人権を大切にす指導の充実に努めます。
- 人権標語を作成して校内掲示を行い、人権意識の高揚を図ります。
- いのちを大切にすキャンペーン、豊かな人間関係づくり実践プログラムを生かした指導の充実に努めます。
- ・ 1年生・・・良いことも悪いことも、学年の職員・生徒がともに同じ価値観を

共有し、歩みます。

- ・ 2年生・・・社会的な問題を日常的に短学活や学級活動において投げかけ、問題意識を持たせます。
- ・ 3年生・・・学校行事・生徒会活動・部活動を通して、リーダーとして他を思いやる気持ちを育てます。

(3) 体験学習の充実

○達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。

- ①体育祭や音楽発表会・予餞会などの行事の成功に向け、学級を母体とした練習に努め、自己存在感や達成感の育成を目指させます。
 - ②ゴミゼロ運動への地域活動への参加や、地域自治会と一体となった御輿集会を実施し、そして地域行事への積極的な参加を推進し、地域の一員であることを意識させます。
 - ③敬老会や幼稚園行事補助、募金活動などのボランティア活動に積極的な参加を推進します。
 - ④生徒全員が委員会のメンバーとして責任を持って活動し、学校の一員であることに対して存在感を高めさせます。
- ・ 1年生・・・志津が原歴史探訪学習、職業人に学ぶなどで仲間や地域との関わりを感じさせます。
 - ・ 2年生・・・自然教室や職場体験学習などで仲間や地域との関わりを通して、自己肯定感の高揚を図ります。
 - ・ 3年生・・・ほのぼのランチでの高齢者との触れあいや保育実習での幼児との関わりで思いやりや優しさを育ませます。

(4) 相談体制の整備

○教育相談により、生徒の悩みや変化に早く気づく体制を整えます。

- ・ 定期的な教育相談を、年間3回(6月・10月・1月)行います。
基本は学級担任との相談とし、10月は生徒からの指名相談で行います。
- ・ いつでも面談ができる体制を整えます。(チャンス相談)
休み時間や放課後は極力生徒の側において、相談(話)ができるようにします。
- ・ デイリーライフ(連絡ノート)を活用した相談を行います。

(5) 定期的なアンケートの実施

○いじめアンケートに学校全体で取り組みます。

- ・ いじめに関するアンケートを年間3回行います。

(いじめの有無、その内容、誰が誰に対して、相談や知っておいてほしいこ

と等)

- ・結果の集計や分析には学年職員を中心に行い、生徒指導部会を経て全職員で把握します。

(6) 生徒会を中心とした取り組み

- 生徒会活動によりいじめ防止を訴え、解決を図れるような、自治的な活動に取り組みます。
 - ・生徒総会で『いじめゼロ宣言』をします。
 - ・全校評議会で『いじめ防止』について話し合いを持ちます。
 - ・全校集会で生徒会本部から、いじめ防止について訴えます。

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 情報機器の持つ危険性や、その使われ方を知らせ、それら問題の解決にあたります。
 - ・保護者にも協力してもらい、互いに連携しながら指導にあたります。
 - ・外部から講師を招き、情報モラル教室の実施を行います。(2月)
 - ・全校集会において、適宜指導を行います。
 - ・技術科の授業を中心として、各学級や学年集会等の機会も含め、情報機器の安全な使用について指導をします。
 - ・悪質な内容を含む場合は、警察に相談します。

(8) 保護者への啓発活動

- 年度当初より、いじめ問題に対する学校の認識や対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行います。
 - ・学校便りや学年便りを通しての啓発活動を行います。
 - ・保護者会や教育ミニ集会等を通しての啓発活動を行います。
 - ・家庭教育学級を通しての啓発活動を行います。
 - ・情報モラル教室への出席を依頼します。

6. いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することが重要となります。全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気付くことが早期発見につながります。いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、判断しにくい形で行われることが多くあります。

些細な兆候であっても早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、組織的に対応していきます。

(1) 事実の確認

○いじめの情報に敏感に対応します。

- ・日頃から、生徒の行動を注意深く見守ります。
- ・デイリーライフから気になることを発見します。
- ・生徒や保護者からの情報を大切にします。
- ・教職員間で情報を共有します。

○事実の確認を正確に行います。

- ・いじめの情報を確認したら、生徒指導部会を中心に、複数の職員で組織的に対応します。
- ・当該生徒や関わりのある生徒及び全ての教職員から情報の提供を得て、事実関係を把握します。
- ・具体的な情報を詳しく整理し、記録します（時系列、生徒別）。
- ・確認したことをもとに、事実を確定します。

○指導方針を決定します。

- ・いじめの状況、生徒の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、いじめ対策委員会で指導方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

(2) いじめを受けた生徒、保護者への支援

○事実関係を確実に伝えます。

- ・事実確認で把握した状況を、正確・丁寧に説明します。
- ・学校の指導方針（過程）を説明し、協力を依頼します。
- ・状況に応じて、カウンセラーなど専門性を活用した指導や外部機関との連携を図ります。

○いかなる理由があっても、いじめられた生徒を守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去します。
- ・複数の教職員の協力の下、当該生徒を見守り、いじめられた生徒の安全を確保します。

- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の
人等）と連携し，いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくります。
- ・必要に応じていじめた生徒を別室において指導することも考慮します。
- ・いつでも相談できる体制を作ります。

（3）いじめを行った生徒への指導

○行った行為については，毅然とした指導をします。

- ・行った行為を振り返らせ，いじめの問題点を理解させます。
- ・いじめは人格を傷つけ，生命，身体を脅かす行為であることを理解させ，自
らの行為の責任を自覚させます。
- ・当該生徒間，保護者間で謝罪の場をもち，相互に気持ちを伝え，理解し，今
後の良い人間関係の構築につながる支援をします。
- ・自分を省みなかったり，繰り返し行う場合などは，出席停止や警察との連携
による措置も含め，毅然とした対応をします。

○いじめを行った背景については，じっくりと話を聞き，今後の行動について考
えさせます。

- ・状況に応じて，カウンセラーなど専門性を活用した指導にあたります。
- ・被害生徒の辛さに気づかせ，自分が加害者であることの自覚を持たせます。
- ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら，指導・支援を進めます。
- ・いじめに至った心情や，グループ内での立場などを振り返らせながら，今後
の行動の仕方について考えさせます。

（4）いじめを行った生徒の保護者への助言

○問題解決に向けて，協力をお願いします。

- ・事実関係の確認後，迅速に保護者に連絡します。
- ・加害生徒と同席で，事実関係の確認を行います。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上，学校と保護者が連携して以後の
対応を行います。

○よい面を伸ばし，自己肯定感がもてるように支援していきます。

- ・いじめた生徒が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，当該生徒の安
心・安全，健全な人格の発達に配慮します。
- ・自分の課題とすべき点について反省させるとともに，よい点にも目を向けさ
せ，それを認め，伸ばすための支援を行います。

○自分の問題に向き合えない場合には，毅然とした態度で接します。

- ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすることを伝え、保護者へ協力を依頼します。

(5) 継続的な見守り，指導，助言活動

○表面的な変化から解決したと決めつけず，支援を継続します。

- ・保護者と継続的に連絡を取り合い，変容に対する情報を伝え，継続的に支援します。（被害者，加害者とも）
- ・被害生徒には，教員が毎日声をかけて，小さな変化を見逃さないよう全教職員で配慮を継続します。

(6) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

○躊躇せず関係機関に相談し，連携のもと指導にあたります

- ・生徒の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は，直ちに警察に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら，指導を行っているにもかかわらず，いじめが止まらない場合は，その状況に応じて関係機関に連絡します。

7. 重大事態への対処

重大事態とは、「生命，身体又は財産に重大な被害が生じた（る）疑い」があることです。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 を想定しています。

(1) 事実関係を明確にするための調査

- ・調査は「いじめに関わる情報があつたときの緊急会議」のメンバーで行います。
- ・重大事態が発生した場合には，直ちに教育委員会に報告します。
- ・重大事態に至る要因となつたいじめ行為が，いつ（いつ頃から），誰から行われ，どのような態様であつたか，いじめを生んだ背景事情や生徒間の人間関係にどのような問題があつたのか，学校・教職員がどのように対応したのかなどの事実関係を，可能な限り明確にします。
（客観的な事実関係を速やかに調査します。）
- ・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とします。

(2) 調査に関わるいじめを受けた生徒・保護者への必要な情報の提供

- ・調査の結果については、丁寧に説明します。
- ・事実関係は正確に、隠蔽や虚偽の説明は行いません。

8, 年間計画

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・授業参観 ・PTA総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校間, 学年間の情報交換 ・いじめに関わる共通理解(職員研修) ・保護者への「いじめ対策についての説明」
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会 ・教育相談 ・3年修学旅行 ・1年生校外学習 ・授業参観 	<ul style="list-style-type: none"> ・『いじめゼロ宣言』の実施 ・定期的なアンケートの実施 ・定期教育相談 ・1年生校外学習を通じた人間関係づくり
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・2年自然体験教室 ・1年地域探訪 ・定期テスト ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教室 ・2, 3年生校外学習を通じた人間関係づくり ・話し合い活動(各学級)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談 ・部活動壮行会 ・印旛郡市総合体育大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策会議の実施(進行状況の確認)
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会…いじめに対する事案研修
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭 ・定期テスト ・印旛郡市新人大会 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会役員選挙 ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期教育相談
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・定期テスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なアンケートの実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2年「職場体験」 ・ 授業参観 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権標語の作成 ・ いじめ対策会議の実施（進行状況の確認）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談 ・ 1年「職業人に学ぶ」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期教育相談
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期テスト ・ 「情報モラル教室」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的なアンケートの実施
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予餞会 ・ 卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ対策会議の実施（評価） ・ 進級する学年の引き継ぎ情報の整理，作成

9. その他

- ・ 年度末にいじめ問題取り組みについての評価を行います。
- ・ この基本方針は，年度の反省を生かし，見直し改善を行います。